

## 避難者向け資格取得支援事業実施要項 (介護職員初任者研修受講費用助成)

社会福祉法人高島町社会福祉協議会

- ◇目的：東日本大震災の影響による避難生活が長引く中、避難先での就業機会を増やすとともに、避難元に戻った際の雇用と安定した生活につながるよう、介護に関する資格取得費用の一部助成を図る事業を実施する。
- ◇対象者：東日本大震災の影響により高島町に避難している方で生計中心者（60 歳まで）
- ◇助成対象資格：介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）
- ◇助成内容：資格取得に係る費用 162,520 円のうち 100,000 円を助成
- ◇助成対象者数：3 名
- ◇応募条件：下記条件を全て満たす方
  - ①申込日現在、高島町に避難者登録をしており、平成 27 年 3 月まで高島町において避難生活を続ける方
  - ②ハローワークの求職者支援訓練に該当しない方
  - ③指定講座を終了できる方（標準受講期間 4 カ月）
  - ④福祉に意欲があり、将来介護職に就きたいと思っている方
- ◇申込方法：避難者向け資格取得支援事業申込書（様式 1）に下記の書類を添えて申し込む
  - ①高島町に避難者登録をしていることを証明するもの
  - ②住民票（平成 26 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）
- ◇選考審査：応募者全員と面接し、審査の上決定する  
助成対象となった方には、助成決定通知書（様式 2）を送付する
- ◇受講申込：助成決定通知の受領後 5 日以内に、本会指定の養成校から受講に関する資料を取り寄せ、受講申込みをおこなうこと  
※受講申込書の写しをとっておくこと
- ◇助成金申請方法：養成校から教材及び支払通知が届いてから 8 日以内に、助成申請書（様式 3）に下記書類を添えて申請する
  - ①受講申込書（ハガキ）写し
  - ②受講料支払通知書（払込書）
  - ③受講費用本人負担分 62,520 円
  - ④受講料払込手数料 315 円※6 月開講クラス受講予定（養成校の都合により受講開始日が遅れる場合がありえる）  
※受講料納付については、本人負担分に助成金を合わせて本会が払込む  
※上記以外に費用が発生した場合は本人負担とする
- ◇受講終了報告：受講終了後 5 日以内に、受講終了報告書（様式 4）に終了証明書の写しを添えて提出すること
- ◇体験実習：受講修了者には、高島ふれあいケアセンターにおいて訪問介護体験実習を行う（希望者のみ）
- ◇事業告知：4 月 16 日社協ホームページ公開 町広報 5 月 1 日号にチラシを同封
- ◇応募受付：平成 26 年 5 月 16 日までに、本会事務局に申込書を持参する  
土日祝祭日除く 9：00～17：00
- ◇問合せ先：高島町社会福祉協議会事務局（老人福祉センター内）  
〒992-0351 高島町大字高島 454-4 電話 52-4486